

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的の改正

水源地域対策特別措置法の目的に、ダム貯水池の水質の汚濁を防止することを加えること。

(第一条関係)

第二 整備事業の拡充

指定ダムに係る整備事業として、ダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業を加えること。

(第五条関係)

第三 固定資産税の不均一課税に伴う措置の新設

地方公共団体が、水源地域内において水源地域の活性化に資する一定の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る償却資産又はその事業に係る家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合は、三箇年間、その減収額について地方交付税により

補てんすること。

(第十三条関係)

第四 水源地域の活性化のための措置の新設

国及び地方公共団体は、水源地域対策特別措置法に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第十四条関係)

第五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則関係)